

令和5年10月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

「インボイス制度」の実施と独占禁止法等との関連について

インボイス制度実施にあたり、「独占禁止法」・「下請法」との関連について注意が必要です。

取引上優越した地位にある事業者が、免税事業者の取引先に、消費税相当額を取引価格から引き下げるなどと一方的に通告することは、独占禁止法上問題となる恐れがあります。

また、下請法上の親事業者が、取引先の免税事業者である下請事業者に対し、消費税相当額を取引価格から引き下げるなどと一方的に通告することは、下請法上問題となる恐れがあります。

(事例1)

発注者が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為

・・・下請法第4条第1項第3号で禁止されている「下請代金の減額」として問題になります。

(事例2)

下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為

・・・下請法第4条1項第5号で禁止されている「買ったたき」として問題になる恐れがあります。

(事例3)

課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上の問題になりませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告すること

・・・独占禁止法上問題となる恐れがあります。

また、課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合も同様です。

事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものですが、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者との間で取引条件について情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。

自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となる恐れがあります。

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が、直ちに問題となるものではありませんが、見直しに当たっては、「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう注意が必要です。

(公正取引委員会ホームページより)